



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
7月26日
第532号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(医療福祉推進課)	1
道路区域の変更(道路保全課)	1
道路の供用開始(道路保全課)	2
電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条第1項に基づく道路の指定(道路保全課)	2

○ 公 告

行政書士法による行政処分のお知らせ(総務課)	2
公共測量実施公告(監理課)	3

告 示

滋賀県告示第250号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年7月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
うさぎナーズケア南草津	草津市南笠東4-8-68C ASA岡田203号室	株式会社うさぎメディケア 代表取締役 丹波卯子	大津市栗津町17-21-2	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6.8.1	2560690253

滋賀県告示第251号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年7月26日から令和6年8月9日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
			変更後	最小10.2m }	151.9m	管理界の変更に伴う道路区域の変更

県道	不動寺本堂線	大津市枝四丁目字土佐ヶ谷869番3地先から		最大 11.8m		待避所整備に伴う区域変更
		大津市里六丁目字堀切803番5地先まで	変更前	最小 8.9m 最大 11.8m	151.9m	
	中河内木之本線	長浜市余呉町尾羽梨字里ノ内56番地先から	変更後	最小 15.3m 最大 15.4m	19.5m	
		長浜市余呉町尾羽梨字里ノ内38番1地先まで	変更前	最小 3.4m 最大 4.3m	19.5m	

滋賀県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年7月26日から令和6年8月9日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
不動寺本堂線	大津市枝四丁目字土佐ヶ谷869番3地先から 大津市里六丁目字堀切803番5地先まで	令和6.7.26	L=151.9m

滋賀県告示第253号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

この関係図面は、令和6年7月26日から令和6年8月9日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	区間	指定の部分	備考
県道	大津インター線	大津市朝日が丘二丁目字山ノ神667番9地先から 大津市朝日が丘一丁目字月見坂925番4地先まで	上下線	L=733.0m

公 告

行政書士法による行政処分公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の規定により次のとおり行政書士に対する処分を行ったので、同法第14条の5の規定により公告する。

令和6年7月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 処分を受けた行政書士
 - (1) 氏名 大音貴司
 - (2) 事務所の所在地 長浜市朝日町6番28号
 - (3) 登録番号 20250784
- 2 処分をした年月日 令和6年7月18日
- 3 処分の内容 戒告

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、草津市長 橋川 渉から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年7月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 草津市木川町、西草津一丁目
- 3 作業の期間 令和6年7月12日から令和7年2月14日まで

